

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業 重要事項説明書

介護予防支援および介護予防支援事業(以下、「介護予防支援等」)について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は介護予防支援等の提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 徳丸地域包括支援センターの概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	徳丸地域包括支援センター
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
介護保険指定番号	1301900112
事業実施地域	徳丸1～8丁目・西台2丁目(30番5号～16号、31番～40番)・西台3丁目(47番、55番～57番)・四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))

(2) 同事業所の職員体制(平成28年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	社会福祉士	1名(兼務)		1名(兼務)
介護予防支援等 担当職員	看護師	2名		2名
	社会福祉士	1名(兼務)		1名(兼務)
	主任介護支援 専門員	2名		1名
	介護支援専門員	2名		3名
事務職員				0名

* 兼務: 管理者は介護予防支援等担当職員と兼務しております。

(3) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし日、祝日、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	9:00から17:00

2 サービスの概要

(1) 介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント支援計画(以下、「サービス計画」といいます。)の作成(保険適用内)

介護保険要支援認定において、「要支援1」または「要支援2」と認定された方、または第1号介護予防支援事業の対象となる方に、下記の手順でサービス計画を作成いたします。

- ① 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書により、利用のお申し込みを行っていただきます。

* お申し込みについては徳丸地域包括支援センター(以下当事業所)で代行でき

ます。

- ② 当事業所の重要事項説明書を説明し、了承いただいたのち、契約書を締結させていただきます。
- ③ 介護予防支援等担当職員が利用者のお宅を訪問させていただき、お困りのことやご希望をうかがい、解決すべき問題を把握します。
- ④ 地域の介護予防サービス事業者等が行っているサービス内容等の情報を、適正に利用者またはご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ⑤ 提供される介護予防サービス等の目標、達成時期、介護予防サービス等を行ううえでの留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成します。
- ⑥ サービス計画の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付の対象にならないもの(自己負担分)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を説明します。
- ⑦ サービス担当者会議等を開催し、サービス計画の内容について、利用者や家族、サービス事業者と話し合いをしたうえで、必要があるときは修正・変更を加え、計画を最終的に決定します。決定した計画は、利用者から文書による同意をいただきます。
- ⑧ サービス計画の変更や要支援認定区分の変更にあたって、必要な支援を行いません。
- ⑨ その他、サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

- ① サービス計画の作成後、サービス計画の目標に沿ってサービスが行われるように、また、介護予防の観点から、利用者の状況に応じてサービスが提供されるように、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 実施状況の把握にあたっては、少なくとも3ヶ月に1回、利用者宅への訪問による面接にて行います。ただし、訪問しない月においては、通所サービス等の利用時での訪問、利用者への電話、介護予防サービス事業者等への聴取等の方法により、把握に努めます。また、1ヶ月に1回はその結果を記録に残します。(短期集中型サービス、住民主体型サービスについては、必要に応じて実施いたします)
- ③ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防の支援、要介護認定区分変更の申請の支援等必要な対応をいたします。

(3) 給付管理(保険適用内)

サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(4) 相談及び説明(保険適用内)

介護保険制度及び介護予防等に関し幅広くご相談に応じます。

(5) 医療機関との連携及び主治医への連絡(保険適用内)

サービス計画の作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関係する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。

(6) サービス計画の変更(保険適用内)

利用者がサービス計画の変更を希望される時、又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断したときは、利用者の意思を尊重し、合意のうえ、介護予防サービス等の変更を行います。

(7) 要介護認定等に係る申請の援助(保険適用内)

- ① 利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。
- ② 要介護認定等の更新申請については、遅くとも、利用者の要介護認定等の有効期間満了のおおむね30日前には行われるよう、必要な援助を行います。

(8) 一部委託

当事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を居宅介護支援事業所(以下、受託事業者)に委託することができます。業務を委託できる事業者は、都道府県知事または区及び地域包括支援センターが実施する介護予防支援等に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者に限っています。

(9) 施設入所の支援

利用者が介護保険施設への入所を希望されるときは、利用者に介護保険施設に関する情報提供その他の支援を行います。

3 ご利用料金

(1) 利用料

当事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は下表のとおりです。

サービス種類	利用サービス	単位数	×地域係数11.40円(1級地)
①予防給付(訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～③のいずれかを含む」サービス利用	430単位	4,902円/月
②国基準相当サービス		310単位	3,534円/月
③区独自緩和型サービス			
④短期集中型サービス	「④および⑤」のサービス利用	200単位	2,280円/月
⑤住民主体型サービス			
初回加算	①～④のみ	300単位	3,420円/回
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位	3,420円/回
第6条に定める実施地域外への訪問等により交通費が発生した場合			実費

*要支援認定を受けられた方、または第1号介護予防支援事業の対象となる方は、保険給付費または地域支援事業費から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接当事業者に支払われない場合、1ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日板橋区等の窓口に提出しますと、払戻等を受けられます。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

4 サービスの利用について

(1) サービス利用の開始方法

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお宅へお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供が開始されます。

(2) サービスの終了について

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 自動終了の場合
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設等に入所されたとき。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定が、非該当(自立)又は要介護と認定された場合
 - ・ 元気力チェックシート(基本チェックリスト)の結果、第1号介護予防支援事業の対象とならない場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防支援事業者をご紹介します。
- ④ その他
 - ・ 当事業所の介護予防支援等担当者が、利用者又はご家族に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合、利用者又は家族は、文書で通知することにより、直ちに介護予防支援等を解約することができます。この場合においても地域の他の介護予防支援等事業者をご紹介します。
 - ・ 利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護予防支援等担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合、当事業所は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。
- (2) 利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所及び当事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約の終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供することはありません。

7 当事業所の特徴等

- (1) 運営の方針
 - ① 北野会の本理念:『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を広げます。』
『きもちよく たのしく のんびりとくつろげる かいごをさせていただきます。』
 - ② サービスの質の向上への方策
板橋区、またはその他諸団体の研修等へ積極的に参加して自己研鑽に努め、また

サービス計画の作成にあたっては、サービス事業者はもちろんのこと、板橋区の担当者、地域の相談協力員等も含めて連携を図り、よりよりサービス計画の作成に努めていきます。

(2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・老人居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・居宅介護支援事業 ・生活援助員事業

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

担当 畑中 幸子(管理者)
電話 03-5921-1060

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情・相談室
月～金曜日 9:00～17:00(土日祝日、年末年始休み)
直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用
直通電話 03-6238-0177

本書での説明をさせていただいたご家族の方はその他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者
所在地 板橋区徳丸三丁目32番28号
名称 徳丸地域包括支援センター 印

説明者 社会福祉法人 北野会
徳丸地域包括支援センター 所属

氏名 _____ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者) 住所 _____ 東京都板橋区 _____ .

氏名 _____ 印

(利用者代理人)住所 _____ .

氏名 _____ 印

利用者との関係・続柄(_____)

以上